

# 令和 3年度予算見積調書

課室名：雇用労働課  
 担当名：勤労者支援担当  
 内線：4509

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B110	仕事と生活の両立支援事業			一般会計	労働費	労政費	労働福祉費	仕事と生活の両立支援事業費	
事業期間	平成30年度～ 令和 7年度	根拠法令	労働施策総合推進法5条、埼玉県ケアラー支援条例第4条			宣言項目		SDGsゴール	8
					分野施策	030727 就業支援と雇用環境の改善		SDGsターゲット	8-5
1 事業概要			5 事業説明						
<p>介護、子育て、がんなどの病気治療等、生活上の困難な問題を抱え仕事との両立に悩む勤労者を対象に、相談を受け付け、情報提供を行い、専門相談や具体的支援への橋渡しを行う。</p> <p>また、企業・事業所を対象にアドバイザー派遣を実施して体制整備を支援するとともに、支援制度の周知を実施して、勤労者の離職を防止し、仕事との両立を支援する。</p> <p>(1) 仕事と介護・子育て・病気治療の両立支援相談 2,136千円</p>			<p>(1) 事業内容 仕事と介護・子育て・病気治療の両立支援相談 2,136千円 介護・子育て・がんやメンタルヘルス不調等の病気治療など、生活上の困難な課題を抱え、仕事の継続に行き詰りを感じている勤労者に対し、仕事継続という視点から電話等による相談を受け付け、情報提供を行うとともに、福祉や医療分野の専門相談、相談内容に合う具体的支援窓口へ橋渡しを行う。</p> <p>また、両立に悩む従業員を抱える事業者(人事・労務担当者)からの相談にも応じるとともに、相談員をアドバイザーとして企業に派遣して、体制整備を支援する。さらに、企業・事業所に対する介護と仕事の両立支援制度の周知・啓発を実施して、企業が介護と仕事の両立支援に取り組む機運を醸成する。</p> <p>(2) 事業計画 ・電話及びインターネット相談 ・企業へのアドバイザー派遣 ・地域包括支援センター等での出前講座 ・勤労者や企業に両立支援制度に関する情報を提供 ・企業・事業所に対する従業員の介護と仕事の両立支援制度の周知・啓発</p> <p>(3) 事業効果 介護、子育て、病気治療等の課題を抱え、仕事との両立に悩む勤労者に対し、相談に対応して、離職防止を支援する。</p> <p>また、そのような従業員を抱える事業者からの相談にも対応することにより、仕事と生活の両立のための職場環境づくりを支援する。さらに、従業員の介護と仕事の両立支援制度の周知・啓発を実施することにより、企業が両立支援に取り組む機運の醸成を図る。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 福祉や医療分野の専門相談窓口や地域支援拠点、産業保健総合支援センター等との連携を図る。</p> <p>(5) その他 埼玉県ケアラー支援条例の施行に伴い、介護と仕事の両立支援を強化する。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円 仕事と生活の両立支援相談員(会計年度任用職員)1人									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	2,136							2,136	△1,292
前年額	3,428							3,428	